

鳥取縣公報

昭和十八年五月十八日
第千四百三十四號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

● 縣令	一頁
● 軍事扶助法施行細則中改正	一頁
● 乳幼児体力検査規程中改正	一頁
○ 告示	四頁
● 乳幼児体力検査施行	四頁
● 昭和十六年鳥取縣告示第七百七十號中但書削除	四頁
● 青年學校設置開校認可	五頁
● 同廢止認可	五頁
● 米子市會議員選舉ニ於ケル選舉委員數使用勞務者數、運動費用	六頁
○ 彙報	七頁
● 國民職業能力申告令の改正	七頁
● 地主の小作地返還要求絕對に認めず	八頁
● 被徵用者農繁期一時歸農	九頁
● さつまいもの作り方	一〇頁
● 火氣に注意せよ	二〇頁

縣令

鳥取縣令第三十五號

昭和十二年七月鳥取縣令第三十三號軍事扶助法施行細則中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣令第三十六號

昭和十七年九月鳥取縣令第六十七號乳幼児體力検査規程中左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第一條中「二年」ヲ「三年」ニ改メ同條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ生後一月ニ滿タザル被檢者ノ検査ハ生後一月以上經過ノ後ニ非ザレバ之ヲ行ハザルモノトス

第二條 前條ノ乳幼児ノ体力検査ヲ受クベキ者ノ範圍及検査ノ期間ハ毎年知事之ヲ告示ス

第三號様式及第四號様式ヲ左ノ通改正シ第五號様式中「實數」ヲ「受檢乳幼児數」ニ「總數」對スル百分率」ヲ「受檢乳兒」對スル百分率」ニ改ム

(第 號) 乳 幼 兒 体 力 檢 查 票

(昭和 年度)
第一回検査 月 日
第二回検査 月 日

検査場	乳幼児氏名	男 女	昭和 年 月 日生 在胎月數	ケ月
保護者氏名	續柄			
	職業			
現住所				

第一回検査 ()年 月	体重 胎	身長 種	胸圍 種	乳 兒 期 榮 養 法 母乳、貰ヒ乳、牛乳、粉乳、煉乳 山羊乳、穀粉、其ノ他
	營養狀態 可 要注意	疾 病 異 常 無 有 ()		精 密 檢 査 ツベルクリン反應 血精反應
指事 導項				國民体力管理醫印

第二回検査 ()年 月	体重 胎	身長 種	胸圍 種	乳 兒 期 榮 養 法 母乳、貰ヒ乳、牛乳、粉乳、煉乳 山羊乳、穀粉、其ノ他
	營養狀態 可 要注意	疾 病 異 常 無 有 ()		精 密 檢 査 ツベルクリン反應 血精反應
指事 導項				國民体力管理醫印

注

(1) 在胎月數ハ判明セル場合ニ記入スルコト
 (2) 身長胸圍ハ計測シタル場合ニ記入スルコト
 (3) 乳兒期榮養法ハ一年未滿ノ乳兒ニ付記入スルコトトシ滿七ケ月迄ノ榮養法ニ付當該事項ニ〇印ヲ付スルコト
 (4) 精密検査ノ欄ハツベルクリン反應血精反應其ノ他ノ検査ヲ行ヒタル場合ニ記入スルコトトシ検査ノ種類ト結果ヲ記入スルコト

例 ツベルクリン反應 皮内反應 陽 性
 血精反應 卍氏反應 陰 性

第四號樣式

年 月 日

鳥取縣知事

乳 幼 兒 体 力 檢 査 結 果 報 告

殿

郡市

村町長

印

施行期間 至自 月月 日日

受檢區別	第一回	第二回	第三回
該當乳數	計(ハ)(ロ)(イ)	計(ハ)(ロ)(イ)	計(ハ)(ロ)(イ)
幼兒檢數			
(受檢率)			
實數			
兒對乳幼兒百分率			
實數			
兒對乳幼兒百分率			
實數			
兒對乳幼兒百分率			

01053

記入方法

第一回検査ニ於ケル該當乳幼児數欄ノイ欄ニハ前々年度出生兒名簿登錄數ヲ(ロ)欄ニハ前年度出生兒名簿登錄數ヲ(ハ)欄ニハ本年度出生兒名簿登錄數ヲ記入スルモノトス

第二回検査ニ於ケル該當乳幼児數欄ノイ(ロ)及ハ欄ニハ第一回ノ検査ニ於ケル榮養狀態要注意者及疾病異常者數ヲ記入スルコト但シ第二回検査ニ於テ初メテ第一回目ノ検査ヲ受ケタル者アルトキハ其ノ數ヲ同欄ノイ(ロ)ハ各別ノ側傍ニ括弧ヲ附シテ外書シ置クコト

榮養狀態要注意者及疾病異常者ノ双方ニ該當スル者ニ付テハ榮養狀態要注意者欄ノミニ加算シ疾病異常者欄ニハ括弧ヲ附シテ再掲スルコト

告示

鳥取縣告示第二百六十六號

國民体力法施行令第二十二條ノ二第一項第四號ニヨリ左記範圍ノ乳幼児ニ對シ体力検査ヲ施行ス

其ノ保護者ハ市町村長指定ノ日時場所ニ乳幼児ヲ同伴シ体力検査ヲ受ケシムベシ

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

体力検査ヲ行フ時期

体力検査ヲ受ケシムベキ者ノ範圍

昭和十八年 自五月一日 昭和十六年四月一日ヨリ昭和十八年三月三十一日迄ノ間ニ出生シタル現住乳幼児

昭和十八年 自九月一日 昭和十八年四月一日ヨリ同年八月三十一日迄ノ間ニ出生シタル現住乳幼児並ニ本年第一回体力検査ノ際要注意者及疾病異常者ヲリシ乳幼児

昭和十九年 自二月一日 昭和十八年四月一日ヨリ昭和十九年一月三十一日迄ノ間ニ出生シタル現住乳兒

鳥取縣告示第二百六十七號

昭和十六年九月鳥取縣告示第七十七號本文中「但シ梨ニ付テハ當分ノ間鳥取縣果物同業組合ヲシテ代行セシム」ヲ削除ス

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

01054

鳥取縣告示第二百六十八號

青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十八年四月ヨリ開校ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名	稱	位	設置者
鳥取縣八頭郡用瀬町外二ヶ村學校組合立三角青年學校		八頭郡用瀬町大字用瀬七六番ノ一	八頭郡用瀬町外二ヶ村學校組合
鳥取縣氣高郡大郷村外二ヶ村學校組合立三育青年學校		氣高郡大郷村大字金澤五九五ノ一番地	氣高郡大郷村外二ヶ村學校組合
鳥取縣氣高郡大和村外二ヶ村學校組合立千代青年學校		氣高郡大和村大字倭文六五番地	氣高郡大和村外二ヶ村學校組合
鳥取縣東伯郡由良町外三ヶ村學校組合立大和青年學校		東伯郡由良町大字由良宿一二九	東伯郡由良町外三ヶ村學校組合

鳥取縣告示第二百六十九號

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十八年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十八年三月三十一日認可セリ

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

名	稱	位	設置者
鳥取縣岩美郡田後村青年學校		鳥取縣岩美郡田後國民學校ニ併設	岩美郡田後村
鳥取縣岩美郡本庄村青年學校		鳥取縣岩美郡本庄國民學校ニ併設	岩美郡本庄村
鳥取縣岩美郡小田村青年學校		鳥取縣岩美郡小田國民學校ニ併設	岩美郡小田村

01055

鳥取縣岩美郡蒲生村青年學校	鳥取縣岩美郡蒲生國民學校 校ニ併設	岩美郡蒲生村
鳥取縣岩美郡浦富町青年學校	鳥取縣岩美郡浦富國民學校 校ニ併設	岩美郡浦富町
鳥取縣岩美郡岩井町青年學校	鳥取縣岩美郡岩井國民學校 校ニ併設	岩美郡岩井町
鳥取縣岩美郡網代村青年學校	鳥取縣岩美郡網代國民學校 校ニ併設	岩美郡網代村
鳥取縣岩美郡東村青年學校	鳥取縣岩美郡東國民學校 校ニ併設	岩美郡東村
鳥取縣岩美郡大岩村青年學校	鳥取縣岩美郡大岩國民學校 校ニ併設	岩美郡大岩村
鳥取縣氣高郡吉岡村青年學校	鳥取縣氣高郡吉岡國民學校 校ニ併設	氣高郡吉岡村
鳥取縣氣高郡末恒村青年學校	鳥取縣氣高郡末恒國民學校 校ニ併設	氣高郡末恒村
鳥取縣氣高郡大郷村青年學校	鳥取縣氣高郡大郷國民學校 校ニ併設	氣高郡大郷村
鳥取縣八頭郡用瀬町青年學校	鳥取縣八頭郡用瀬國民學校 校ニ併設	八頭郡用瀬町
鳥取縣八頭郡社村青年學校	鳥取縣八頭郡社國民學校 校ニ併設	八頭郡社村

鳥取縣八頭郡大村青年學校 鳥取縣八頭郡大村國民學校 校ニ併設 八頭郡大村

◆鳥取縣告示第二百七十號

昭和十八年六月六日執行米子市會議員選舉ニ於ケル選舉委員ノ數選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數及選舉運動費用ノ額左ノ通

昭和十八年五月十八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 選舉委員ノ定數ハ議員候補者一人ニ付五人(其ノ異動アリタル場合ト雖モ通ジテ十五人)以內
- 一 選舉運動ノ爲使用スル勞務者ノ數ハ議員候補者一人一日ニ付八人以內
- 一 選舉運動ノ費用ノ額ハ議員候補者一人ニ付金參百圓以內

01056

彙 報

國民職業能力

申告令の改正

―青壯年國民登録に就て―

國民職業能力申告令の第二條第六號の要申告者に關する申告の特令に關する件の省令が四月十七日を以て改正公布せられこれに伴ひ國民勞務手帳及び國民登録事務取扱規程も改正になつたが、これは容年實施の經驗に鑑み必要と認められる事項を改正されたもので、その改正の要點は次の通りである。

- 一、申告を四月末日(本年に限り五月末日)及び十月末日現在として年二回實施することになつた。
- 二、登録費用紙の登録濟證を廢止した。
- 三、勞務動態調査員及び市町村長の職務を一段と明確強化した。

四、登録事項を左の通り改正した。

- (一)「職業」欄中「職業名」欄及び「經驗年數」欄を一欄に改め、之を「職業名經驗年數」欄とし「職業内容」欄を廢した。
- (二)「摘要」欄を下部に移し横書に改めた。

尙、右改正の結果本年に於ける第一回登録は來る五月三十一日現在を以て實施されるので、左記の事項に留意して之が實施に萬遺憾なきを期せられたい。

- 1、本年は特に申告洩の防止に留意し、登録票の配布及び蒐集に當る勞務動態調査員の活動に重點を置き、之が指導訓練に一段の工夫をなすこと。
- 2、勞務動態調査員は世帯主に付いて要申告者の有無を確め、自ら登録票の配布及び蒐集をなす外、部落會長町内會長又は隣組長等の協力援助を求め、登録洩の防止に萬全を期すること。
- 3、市町村長は管内に於ける登録の趣旨の普及徹底を圖り、勞務動態調査員其の他の補助者を指導督勵すること。

01057

4、國民職業指導所長は市町村長の趣旨普及状況及び勞務動態調査員の登録票配布蒐集状況に注意し、適宜所員を指導督勵に派遣する等の措置を講ずること。

5、宣傳用ポスター、立看板、隣組、回覽板用印刷物等を配布すること。

地主の小作地返還

要求は認めぬ方針

荒廢耕地あらしめるな

時局の進展に伴つて食糧農産物の生産確保は益々其の緊要性を加へつゝある實情に鑑み、之が生産の基礎である農地をして各種の悪條件を克服し、最も有効適切に利用せしめるために縣では各般の方途を講じてゐるのであるが、最近小作人の小作權確立、地主の保有米確保、小作改善に依る地主所得の減少、耕作者の勞力不足等が直接間接に反映して地主と小作人との間に複雑な問題が漸く顯著ならんとする傾向がある。

斯くては耕作農家の地位を不安定ならしめると共に延びては農業生産力の維持増進並に農村平和の保持上少からぬ影響を及ぼすこととなるので、各地方事務所、警察署、市町村、市町村農會等に於ては各市町村農地委員會をして次の事項に關し速かに之が斡旋をなさしめると共に常會其の他の機會を通じて趣旨の徹底を圖り以て所期の目的を達成せしめるやう最善の努力を切望する次第である。

一、兵役、徵用、徵發、移民其の他公共のため已むを得ない事情に依つて農地を自ら耕作することが困難な場合に於ては努めて市町村農會、産業組合、農事實行組合等をして之が管理を行はしめるやう適當な措置を講ぜられたる。

二、前項に依らずして其の農地を直接他に貸付けんとする場合は當事者をして市町村農地委員會に申出でしめ、當該市町村農地委員會は農家の精情、經營面積、勞力關係等を考慮し速かに適當なる第三者をして耕作せしめるやう斡旋すること。併し此の場合に於ては農地調整法第九條但書、當事者が農地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メタルキハ

01058

當事者が期間満了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絶ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス但シ賃貸人疾病ニ因リテ自ら耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズに依る一時賃貸借の旨の條件を附け、當該貸主に不安を抱かしめないやう留意すること。

三、地主が飯米の確保、小作料改定に依る所得の減少等のため自作を理由として小作人に對し小作地の返還を要求するものが相當あるやうであるが、右は農地調整法の規定もあり、時局重大の折柄縣としては標準農村の設定に伴ひ一定の計畫の下に行ふ場合の外之を認めない方針であるから、市町村農地委員會に於ても萬遺憾なきを期せられたい。

四、勞力資材の不足、耕作の不便等のため山間部の田は漸次荒廢せんとする傾向があるが、右は食糧増産の必須なる現時に於て洵に遺憾に堪えないので、市町村農地委員

會は農地の權利者に對し努めて其の農地の耕作方を督勵し、又は農地調整法第三條(農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ依リテ農地ヲ自ら耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得、前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得)の規定に依る措置を講ずるやう斡旋すること。

春秋二期の農繁期に

被徵用者を歸農

但し事情已むを得ざる者のみ

國民徵用令に依り徵用せられた者で、春秋二期の農繁期に於て自家農業勞作のために休暇を願ひ出た者に對しては一時販農を許されることとなつたが、從來動もすれば農繁期に藉口して販郷怠業する者が往々認められるので、各國民職業指導所、市町村、市町村農會では決戦下軍需生産力

増強の緊急性に鑑み、之が事情の證明に當つては豫め援護團體の積極的協力に依つて出来るだけ販農者を減少せしめざるやう配意し、眞に事情巴むを得ない者に對してのみ詮議せられるやう切望する次第である。

◆軍作業廳に徵用せられた場合

一、本人徵用後に於て家族の兵役服務、死亡又は重病等に依つて自家農業勞作上重大な支障を來し、眞に本人の販農に依らなければ農耕不能となつた場合に限り許可される

二、農繁期とは春季自五月下旬秋季自十月月上旬を謂ひ、田植、取入等の時期を意味し、田の草取等の如きは之に該當しない

三、(イ)販農の願ひ出は原則として徵用先所定の様式に依り戸主又は世帯主の願書に市町村長の證明書を添付し販農地所管國民職業指導所長を経由して所屬廳長に提出せしめること

(ロ)前項に依つて申請する場合徵用先所定の様式に依ることが出来ない時は、販農願書に市町村長の要販農

證明書を添付し、販農地所管國民職業指導所長を経由して所屬廳長に提出せしめること

◆軍管理工場に徵用せられたる場合

一、家族の應召、入營又は病氣其の他の己むを得ない事情に依り春秋二期の農繁期に於て自家農作のため歸郷を願ひ出た時は、事業主總動員業務に支障のない限り往復日數の外十日以内の欠勤と見做さない休暇を許可せられる

二、歸農の願ひ出は徵用先所定の様式に依るか又は市町村市町村農會等に一定様式が示してあるから其の様式に依り市町村長或は市町村農會長の證明書を添付して直接徵用先に提出せしめること

三、春秋二期の農繁期指定期間は軍作業廳の場合と同様である

四、歸農日數は成るべく有給慰勞休暇を充當せられる。尙ほ國民職業指導所、市町村、市町村農會等に於ては、被徵用者の歸農中に於ける言動に付て特に留意し妨諫上

遺憾のないやう期せしめられたい。

さつまいもの作り方

一 採苗から收穫貯藏まで

苗の作り方は前に記したので此處では採苗から收穫貯藏までに付て記すこととする。

扱て五月中旬に至つて苗の長さが一尺位に達すれば、露のない時に鋏か鎌で苗の基部二節位を残して摘み切るのである。搔取苗は病害の危険もあり爾後芽立を不良にするから避けた方がよい。採苗後成るべくウスブルン八百倍液に苗の基部を十五分間浸漬消毒し、日蔭で水を切つて其の日に挿植するのである。

次に整地であるが、休閑地は成るべく深耕して土地を軟らげ、町嚙に地均らしをして畦幅二尺乃至二尺五寸とし、深さ約三寸の作溝を掘り基肥をして畦立をし、麥の畦間に挿植する場合は麥の作條日受けの側に作溝を掘り、肥を施した後に土を寄せて挿畦とする。挿畦は成るべく高くする

方が排水及び受光を可能ならしめ、従つて土中の湿度が昇つて發根、發育を良好ならしめる。

施肥方法は基肥を主体とし、砂質土にあつては反當り堆厩肥三〇〇貫、硫安二貫、過燐酸石灰五貫、草木灰五〇貫を、壤土にあつては堆厩肥二五〇貫、硫安一貫五〇〇、過燐酸石灰五貫、草木灰六〇貫を、黒ボク地帯にあつては堆厩肥三〇〇貫、硫安一貫、過燐酸石灰七貫、草木灰五〇貫をそれ／＼畦下に施すのであるが、砂質土では特に追肥として硫安一貫、過燐酸石灰二貫を六月下旬乃至七月上旬頃株間に施すとよい。

本縣では氣温攝氏十五度以上に達するのは大体五月中旬であつて、此の時期に挿植すると收量が最も多い。六月下旬になると少くとも二割内外の減收となり、之より遅くすると著しく減少するから、遅くとも六月上旬には挿植を終るやうにすべきである。

挿植密度は品種、時期、土質等に依つて異なるが、大体に於て二尺五寸の畦幅で一尺二寸の間隔にして三、六〇〇本、一尺四、三二〇本、一尺の畦幅なら同じく一尺二寸の間隔に

01061

して四、五〇〇本、一尺で五、四〇〇本が適當である。

甘藷は淺植にして早く苗を活着せしめることが増收上第一要件であるから、壤埴土にあつては芽苗を成るべく改良水平挿とし、火山灰土(黒ボク)、砂質土にあつては深さ一寸位の船底挿とし、畦の方向に併行して先端三寸内外を露出せしめ、莖部の節を覆土し、莖から出た葉は必ず地上に出さないで發育が遅れて減少となる。此の時最も必要なは土壤の濕であつて、乾燥してゐる場合は活着するまで時々灌水することが肝要である。

不良株や欠株等は成るべく早く補植することが大切で、遅く補植しても其の効果は殆どない。又挿苗後十五日乃至二十日以内に除草を兼ねて軽く中耕を行ひ、土壤を軟らかくして地温を高めることが大切であり、甘藷の株際に土を盛り上げないやうに土寄せを行ふことも肝要である。

敷藁は増收と品質の向上に顯著な効のあるものであるから、麥稈を反當三〇〇貫位中耕土寄せ後面全面に薄く敷くとよい。特に乾燥し易い土地は絶対に必要である。蔓返しの際は全然ないが、蔓の整理を行ふ意味に於て蔓の引上げ程

度のことは一回位行つても差支へない。

本縣では幸ひまだ甘藷の病虫害の甚大な被害は認められないが、近時黒斑病、黒痣病、紫紋羽病、莖割病、芯腐病等發生の徴があるから注意を要する。害虫では葉卷虫、夜盗虫、猿葉虫等時偶發生することがあるから、初期に砒酸石灰液(水一斗に砒酸石灰二十五匁)を撒布して豫防すべきである。

收穫は平坦部に於ては十月下旬乃至十一月上旬、山間部では十月中下旬に土地の乾燥した晴天の日を選んで強い光線に當てないやうに堀取るのであるが、種藷は健全無病無傷害のものを成るべく蔓付の儘堀取るのである。貯藏場所は排水が良く外部より鼠又は水の入らないところを選定し、横窖或は床下に三和土で諸釜を作り、此の中に籾殻を入れて温度の變化を少くし、攝氏十二度乃至十度の定温を保たしめ、湿度は八十度内外を保たしめることが必要である。

01062

火氣に注意せよ!!

今が火災の最盛期

戦時下資源確保の最も必要な時、本縣に於ける火災の發生狀況は洵に憂ふべきものがあり、殊に最も乾燥期にある昨今の火災發生狀況を見るに大火相次ぎ而も殆ど全部が失火に依るものであることは洵に遺憾な次第である。

大体火災の發生は、統計的に見て毎年十二月から六月頃までの間が一番多くなつてゐるが、本年の如きも火災の發生時期たる昨今は實に寒心に堪えない度数を示して居り、其の損害額も相次ぐ大火に依つて莫大な數字に上つてゐる而も前述のやうに其の發火原因は殆ど失火に依るもので、子供の弄火、取灰、燈明、炬燵等が主なる原因となつてゐる。

大東亞戰爭下益々生産の増強を期し戦時生活の徹底切な

るの秋、火災に依る損害は國力の消長、延ひては大東亞戰爭完遂に大なる影響あるを以て此の際縣民各位は特に次の事項に留意して失火防止に万全を期せられたい。

尚ほ各町内會、部落會、隣保班を初め各種團體或は學校等に於ては凡ゆる工夫を凝らし、一般警火思想の普及徹底を期すると共に警防團員等の奮勵に依つて火災豫防に格段の効果を擧げられるやう切望する次第である。

- 一、外出又は就寢の時は火氣を始末したことを確めること。
- 二、風呂場、竈等に接近して薪炭、紙屑、藁其の他可燃性物品を放置せず必ず整理して置くこと。
- 三、取灰は不燃質物品中には絶対に火氣のないことを確認した後でなければ處置せぬこと。
- 四、火消壺は堅牢なものを用ゐると共に可燃物附近又は破損の恐れのあるヶ所には絶対に置かぬこと。
- 五、子供の弄火を嚴に監督すること。

消したか 火の子は 火事の親
 吸殻は 敵の落さぬ 焼夷彈
 一寸待て 歸る職場の 火の始末

本年度鳥取縣生產目標

▲ 胡 瓜

郡市別	當作積割	目生標產
鳥取市	一〇〇 <small>反</small>	四五 <small>千石</small>
米子市	一三五	六一
岩美郡	七五	二六
八頭郡	六〇	一八
氣高郡	八〇	二八
東伯郡	一五〇	五三
西伯郡	二一〇	八四
日野郡	七〇	二一
計	八八〇	三三六

▲ 牛 蒡

郡市別	當作積割	目生標產	目出標荷
鳥取市	四五 <small>反</small>	一八 <small>千石</small>	五 <small>千石</small>
米子市	九〇	三六	一
岩美郡	七〇	二二	二
八頭郡	六〇	一八	五
氣高郡	九五	三三	五
東伯郡	三二五	一一七	一〇
西伯郡	三一五	一一七	〇
日野郡	一〇〇	三〇	二
計	一、一一〇	三九〇	

昭和十八年五月十八日印刷
 昭和十八年五月十八日發行

鳥取縣鳥取市東町
 發行所 鳥取縣鳥取市吉方町
 印刷所 鳥取縣鳥取市吉方町
 印刷所 (西島19)